# 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都府生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、京都府における生活衛生関係営業(生活衛生関係営業の運営の適正化及び 振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「法律」という。)第2条第1項各号に掲 げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、 あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導
  - (2) 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情処理並びに当該苦情に関する営業者及び生活衛生同業組合の指導
  - (3) 法律第57条の12に規定する標準営業約款に関する営業者の登録指導
  - (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はこれらのあっせん
  - (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供
  - (6) 府民の消費生活の安定と向上に資する事業の実施
  - (7) 生活衛生関係営業の振興を図るための事業
  - (8) クリーニング師研修及びクリーニング所業務従事者の講習の受託事業
  - (9) 生活衛生関係営業関連団体の事務の受託事業
  - (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
  - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたも のとする。
  - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益財団法人への移行日以降に使途を定めずに寄附を受けた財産については、その2分の1

を限度として公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。) 第2条第4号に規定する公益目的事業以外に使用することができる。

### (基本財産の維持及び処分)

- 第7条 基本財産について、この法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

# (財産の管理・運用)

- 第8条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は、次項で定めるもののほか理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
- 2 この法人の資金運用は、安全確実な方法によるものとし、銀行等への預金、又は国債、公債 の購入以外の方法による資金運用は行ってはならない。

# (事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書(以下「書類」という)については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 毎事業年度の開始後、第1項の書類を変更する場合、理事長は変更後の書類を作成し、理事 会の承認を経た上で、直近の評議員会へ報告するものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項各号の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

# (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度 の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関 する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。 (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと する。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持している者
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

- イ 使用人
- ウ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次の団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)で ある者
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大

### 学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくそ の旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、 法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても第14条に定める定員に足りなくなるときは、新 たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(評議員に対する報酬)

- 第18条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに 費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の費用に関する規程
- (3) 役員の費用の額の決定
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の決算の承認
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第2項の書面に記載した評 議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

- 第22条 理事長(前条第2項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該 評議員。次項において同じ。)は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議 の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により 通知を発することができる。
- 3 前2項にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの 定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その出 席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、そ

の事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 評議員会の議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

- 第29条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 16名以上23名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、2名を副理事長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長を代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもつて業務執行理事とする。

### (選任等)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理 事の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞 なくその旨を行政庁に届けなければならない。

## (理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠け たときは、理事会で予め決定した順序によって理事長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び 副理事長に事故あるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長及び副理事長の業 務執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる理事長又は副理事長の代表権に係る職務 を代行することはできない。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき、又は欠けた ときは、専務理事の職務を代行する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第29条第1項に定める役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期の満 了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならな い。

(解任)

- 第34条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2 以上の議決に基づいて行わなければならない。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第35条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに

費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、 理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

- 第37条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条 第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、 賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することが できる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第39条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
  - (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

- 第40条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度2回(6月と3月)開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が請求したとき
  - (4) 第32条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が 招集したとき

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合 及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が招集 する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5 日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しな ければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は理事及び 監事の承諾を得た場合は電磁式方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に 対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合 においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第31条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議 決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並び に第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第51条に規定する公益目的取得財 産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の 議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第15条に規定する評議員 の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしよ うとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認可を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第49条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の 議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公 益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定め た事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号

に掲げる法人に寄附するものとする。

# 第6章 委員会及び事務局

(委員会)

- 第53条 この法人の各事業を実施するために必要があるときは、理事長は当該事業に関し調査 検討するため委員会を設置することができる。ただし、この法人の組織運営及び事業全般の執 行等に係る重要事項に関する委員会を設置する場合は、この規定によらず、当該委員会の委員 は理事会において選任及び解任するものとし、委員構成並びに当該委員会の運営の細則等につ いても理事会の決議を経て理事会において定めるものとする。
- 2 委員会の委員は、当該事業に精通する学識経験者、消費者団体及び事業者団体等の役職員の うちから理事会の承認を得て理事長が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、当該委員会設置の都度、理事長が別に定める。
- 4 委員は無報酬とする。
- 5 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める費用に関する規程による。

(事務局)

- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の費用に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第57条第2項に定める情報公開規程による。

第7章 賛助会員及び特別会員

(賛助会員及び特別会員)

第56条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員及び特別会員とすること ができる。 2 賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等の適切な情報開示に努めるものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 補 則

第60条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「認定等整備法」 という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 認定等整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、 設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
  - 理事 山岡景一郎、宮北昭夫、小中晃司、伊井光晴、加藤世志久、福田秋朝、松井章、 今江清朝、岡嶋良一、北原茂樹、佐野泰三、岡田専精、柴田賢二、三嶋吉晴、 中川修、宇治田秀、佐野榮治、佐竹力総、八木浩

監事 山本芳孝、武原賢三

- 4 この法人の最初の代表理事は、山岡景一郎とし、業務執行理事は、宮北昭夫、小中晃司、 伊井光晴、加藤世志久、福田秋朝とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 阿部弘、北倉弘之、木村壽夫、中村英一、堀部勝也